

高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（以下「規則」という）第20条の規定に基づき、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「高知県社会貢献活動推進支援条例」に基づき、社会貢献活動団体や県民等の社会貢献活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置する高知県社会貢献活動拠点センターの運営に要する経費に対して補助する。

(補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の20パーセント以内の変更を除く。）及び事業を中止し、または廃止する場合には、事前に別記第2号様式の補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(概算交付)

第6条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができるものとする。

2 前項の規定により、補助金の概算請求をしようとするときは、別記第3号様式の概算請求書によらなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書は、別記第4号様式により、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 機械及び重要な器具等で知事が認めるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため知事が特に必要があると認める財産
- 2 知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全

部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることがある。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の公開)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

附則

- 1 この要綱は、平成11年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条の規定については同日以降もなおその効力を有するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

補 助 対 象 事 業	補 助 限 度 額
高知県社会貢献活動拠点センター運営事業	予算の範囲内において知事が必要と認める額

補助対象経費	人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金
--------	--